

平成31年 第2回栗原市農業委員会総会議事録

平成31年 2月26日午後1時30分、下記の件の議定のため、平成31年 第2回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 4号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 日程第11 議案第 5号 農用地利用集積計画について
- 日程だ12 議案第 6号 農用地利用集積計画変更願について
- 日程第13 議案第 7号 農用地利用配分計画について
- 日程第14 議案第 8号 非農地証明願について
- 日程第15 議案第 9号 空き家に付属する農地指定申請について

1 出席委員 (21名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 三浦正勝委員、 | 2番 大黒昭夫委員、 |
| 3番 阿部一信委員、 | 4番 吉田優俊委員、 |
| 5番 岩淵敬一委員、 | 6番 佐竹きみ子委員、 |
| 7番 狩野善典委員、 | |
| 9番 曾根金雄委員、 | 10番 千葉優子委員 |
| 11番 鈴木春江委員、 | 12番 尾形陽一郎委員、 |
| 13番 及川正一委員、 | 14番 多田仁一委員、 |
| 15番 佐々木吉司委員、 | 16番 菅原英俊委員、 |
| 17番 岩渕弘委員、 | 18番 佐々木弘委員、 |
| | 20番 狩野和義委員、 |
| 21番 秋山憲義委員、 | 22番 米山嘉彦委員 |
| | 24番 鈴木康則 会長 |

2 欠席委員 (3名)

8番 大場 裕之 委員、 19番 佐藤 勝 委員、
23番 黒澤 光啓 会長職務代理者

3 議事に参与した者

事務局長補佐 阿部 泰憲
主幹兼農地農政係長 小野寺 崇
農地農政係 主査 千葉 美香

(午後1時30分 開会)

議長 (会長)

ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。

只今から、平成31年 第2回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長 (会長)

ただいまの出席委員は、20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席・遅刻・早退の通告があります。

議席番号8番 大場 裕之 委員、議席番号19番 佐藤 勝 委員、議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者から所要のため欠席する旨の、
議席番号3番 阿部 一信 委員から所要のため遅刻する旨の、
議席番号18番 佐々木 弘 委員から所要のため午後3時に早退する旨の通告があります。

議長 (会長)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、議案説明等のため、事務局長補佐ほか、関係職員を出席させております。

議長 (会長)

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、議席番号 21番 秋山 憲義 委員、

議席番号 22番 米山 嘉彦 委員の両名を指名いたします。

議長（会長）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] の声 —

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定しました。

議長（会長）

日程第3、事務報告を行います。

事務局長補佐から報告いたします。

事務局長

平成31年1月30日から2月26日までの事務・事業の結果並びに2月27日から4月10日までの事務・事業の予定について、報告。

議長（会長）

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長（会長）

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告します。

第1区の番号1番及び2番の2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 16,946㎡の内1,551㎡、市発注工事の残土を利用し、耕作条件改善を図るための盛土で、完了後は、水稻を作付する旨の1案件、

番号2番は、高清水地区の畑1筆 505㎡の内136.53㎡、養蜂業の事業拡大を図るため、農業用施設（農業用倉庫及び作業場）を建築する旨の1案件

以上、2案件説明。

議長（会長）

次に、去る2月21日、議席番号6番 佐竹 きみ子 委員、農地利用最適化推進委員の 氏家 優一 委員及び 佐藤 秀男 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、氏家 優一 推進委員から報告願います。

氏家 優一 推進委員

2月21日、現地確認調査を行ってまいりましたので報告いたします。

番号1番は、現地が隣接するため池よりも低くなっていることから、1mの盛土を行い耕作条件の改善を図るものであり、周辺農地も自己所有となっており、周辺に与える影響はないものと、

番号2番は、宅地の隣接地である畑に農業用倉庫及び作業場を建築するものであり、周辺農地に与える影響はないものと、

判断してまいりましたので報告いたします。

議長（会長）

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長（会長）

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。

第1区の番号1番から6番までの6案件、

第2区の番号7番から21番までの15案件、

第3区の番号22番から25番までの4案件、

併せて、25案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 1, 300㎡、

番号2番は、築館地区の田1筆 3, 017㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の2案件、

番号3番及び4番は関連で、築館地区の田2筆 4, 284㎡、売買による農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の2案件、

番号5番は、一迫地区の田9筆 22, 461㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号6番は、瀬峰地区の田1筆 1, 067㎡、畑1筆 8, 795㎡、合計 9, 862㎡、売買による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

第2区の番号7番は、若柳地区の田2筆 8, 476㎡、賃貸借権再設定による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号8番及び9番は関連で、若柳地区の田1筆 3, 002㎡、贈与による農地利用集積円滑化事業の賃貸借権設定解約の2案件、

番号10番は、若柳地区の田10筆 6, 129㎡、耕作者変更による農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の1案件、

番号11番は、金成地区の田2筆 1, 639㎡、売買による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号12番は、志波姫地区の田2筆 1, 880㎡、畑2筆 198㎡、合計 2, 078㎡、賃貸借権再設定による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号13番は、志波姫地区の田9筆 14, 838㎡、

番号14番は、志波姫地区の田9筆 3, 938㎡、いずれも、売買による基盤法の賃貸借権設定解約の2案件、

番号15番及び16番は関連で、志波姫地区の田14筆 16, 631㎡、賃貸借権再設定による農地利用集積円滑化事業の賃貸借権設定解約の2案件、

番号17番及び18番は関連で、志波姫地区の田6筆 10, 064㎡、賃貸借権再設定による農地利用集積円滑化事業の賃貸借権設定解約の2案件、

番号19番は、志波姫地区の田25筆 11, 305㎡、

番号20番は、志波姫地区の田7筆 14, 370㎡、

番号21番は、志波姫地区の田13筆 27, 095㎡、いずれも、耕作者変更による農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の3案件、

第3区の番号22番は、栗駒地区の田4筆 6, 994㎡、売買による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号23番は、栗駒地区の田1筆 386㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号24番は、鶯沢地区の田4筆 12, 237㎡、売買による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号25番は、花山地区の田12筆 5, 286.56㎡、売買による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

以上、25案件を説明報告。

議長（会長）

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長（会長）

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番の1案件、

第2区の番号2番から7番までの6案件、

第3区の番号8番の1案件、

併せて、8案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 960㎡、贈与による親子間の農地法第3条使用貸借権設定解約の1案件、

第2区の番号2番は、若柳地区の田13筆 20,646㎡、賃貸借権設定による親子間の農地法第3条使用貸借権設定解約の1案件

番号3番は、金成地区の田51筆 123,807㎡、双方合意による基盤法の使用貸借権設定解約の1案件、

番号4番は、金成地区の田45筆 36,821㎡、

番号5番は、金成地区の田2筆 2,045㎡、いずれも、賃貸借権設定による親子間の農地法第3条使用貸借権設定解約の2案件

番号6番は、金成地区の田1筆 395㎡、売買による親子間の農地法第3条使用貸借権設定解約の1案件、

番号7番は、志波姫地区の畑3筆 7,079㎡、耕作者変更による農地中間管理事業の使用貸借権設定解約の1案件、

第3区の番号8番は、栗駒地区の田4筆 4,858㎡、贈与による親子間の農地法第3条使用貸借権設定解約の1案件、

以上、8案件を説明報告。

議長（会長）

これで、日程第6、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長（会長）

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から8番までの8案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 960㎡、

番号2番は、築館地区の田1筆 621㎡、

番号3番は、築館地区の畑1筆 66㎡、いずれも、耕作利便を図るための所有権移転
贈与の3案件、

番号4番は、築館地区の田2筆 16,496㎡、経営規模拡大による賃貸借権設定
の1案件

番号5番は、高清水地区の畑1筆 541㎡、耕作利便を図るための所有権移転売買の
1案件、

番号6番は、一迫地区の田2筆 1,402㎡、

番号7番は、一迫地区の田2筆 2,284㎡、いずれも、相手方の要望による所有
権移転売買の2案件、

番号8番は、瀬峰地区の田2筆 385㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1
案件、

以上、8案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 優一 推進委員から報告願います。

氏家 優一 推進委員

議案第2号 農地法第3条許可申請について、報告いたします。

番号1番から8番までは、耕作利便を図るための贈与や売買、経営規模拡大及び相手
方の要望による賃貸借や売買となっており、許可にあたっては、審議基準であります全
部効率要件や地域調和要件を満たしており、特に問題ないものと判断しましたので、ご
審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行
います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号9番から26番までの18案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号9番は、若柳地区の田1筆 1, 961㎡、
番号10番は、若柳地区の田2筆 905㎡、
番号11番は、若柳地区の田3筆 2, 563㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の3案件、
番号12番は、若柳地区の田1筆 2, 017㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、
番号13番は、若柳地区の田25筆 19, 234.81㎡、畑3筆 2, 130㎡、合計 21, 364.81㎡、
番号14番は、若柳地区の田2筆 4, 268㎡、畑1筆 300.66㎡、合計 4, 568.66㎡、いずれも、農業後継者への経営継承による親子間の所有権移転贈与の2案件、
番号15番は、若柳地区の田3筆 2, 316㎡、耕作利便を図るための賃貸借権設定の1案件、
番号16番は、若柳地区の田5筆 7, 048㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、
番号17番は、金成地区の田1筆 1, 034㎡、畑1筆 964㎡、合計 1, 998㎡、
番号18番は、金成地区の畑1筆 181㎡、
番号19番は、金成地区の田1筆 65㎡、いずれも、経営規模拡大による、所有権移転売買の3案件、
番号20番は、金成地区の田1筆 2, 270㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、
番号21番は、金成地区の田1筆 2, 000㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、
番号22番は、金成地区の田51筆 40, 267㎡、畑7筆 2, 491.17㎡、合計 42, 761.17㎡、農業者年金継続受給の経営継承による親子間の使用貸借権設定の1案件、
番号23番は、志波姫地区の田1筆 968㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、
番号24番は、志波姫地区の田2筆 378㎡、畑1筆 965㎡、合計 1, 343㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、
番号25番は、志波姫地区の田6筆 9, 803㎡、経営規模拡大のためによる賃貸借権設定の1案件
番号26番は、志波姫地区の田8筆 16, 679㎡、畑6筆 1, 430㎡、合計 18, 109㎡、農業者年金継続受給の経営継承による親子間の使用貸借権設定の1案件、
以上、18案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、去る2月22日、議席番号19番 佐藤 勝 委員、農地利用最適化推進委員の 佐々木 剛 委員及び 氏家 勝子 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 剛 推進委員から報告願います。

佐々木 剛 推進委員

現地確認調査、書類審査を行ってまいりましたので報告します。

いずれも、規模拡大等による所有権移転売買や賃貸借権設定、経営継承や農業者年金受給のための所有権移転贈与、使用貸借権設定であり、許可にあたっては、審査基準を満たしているものと判断いたしました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号27番から36番までの10案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号27番は、栗駒地区の田15筆 27, 535㎡、畑4筆 950㎡、合計 28, 485㎡、農業後継者への経営継承による親子間の所有権移転贈与の1案件、

番号28番は、栗駒地区の田4筆 4, 858㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件

番号29番は、栗駒地区の田5筆 6, 408㎡、

番号30番は、栗駒地区の田6筆 6, 802㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の2案件、

番号31番は、鶯沢地区の田12筆 8, 024㎡、畑2筆 372㎡、合計 8, 396㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号32番は、鶯沢地区の田4筆 3, 698㎡、経営規模拡大による所有権移転売買

の1案件、

番号33番は、鶯沢地区の田1筆 114㎡、農業後継者への経営継承による親子間の所有権移転贈与の1案件、

番号34番は、花山地区の田1筆 3,499㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、

番号35番は、花山地区の畑1筆 838㎡、

番号36番は、花山地区の田12筆 5,286.56㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

以上、10案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、去る2月22日、議席番号21番 秋山 憲義 委員、農地利用最適化推進委員の 狩野 正行 委員 及び 芳賀 博秋 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号21番 秋山 憲義 委員から報告願います。

21番 秋山 憲義 委員

現地調査を行ってまいりましたので、報告いたします。

番号27番から36番までの10案件の詳細については、事務局から説明があったとおりであり、労力不足や遠隔地居住での耕作困難、農業後継者への経営継承による賃貸借、売買、贈与となっており、審査におきましては、特に問題はないものと判断しましたので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から36番までの36案件は、原案のとおり、許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から36番までの36案件は、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

議長（会長）

日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第1区の番号3番の1案件を審議します。

議席番号1番 三浦 正勝 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時00分）（ 1番 三浦 正勝 委員 退席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時00分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号3番は、一迫地区の畑1筆 365㎡を業務用地として転用し、農機具の種類が増え手狭になったことから、農機具格納庫兼作業場を建築造成するものであり、農地区分は、農用地区域に該当するが、農機具格納庫兼作業場が建設される農業用施設用地に該当するので、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号6番 佐竹 きみ子 委員から報告願います。

6番 佐竹 きみ子 委員

議案第2号について、書類審査及び現地調査を行ってまいりましたので、報告いたします。

番号3番の詳細については、事務局から説明あったとおりであり、現地を確認しますと、申請地は、申請人の自己所有地であり、周辺に与える影響もないことから、許可に

あたっては、特に問題ないものと判断してまいりました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号3番の1案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号3番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して、宮城県知事に送付いたします。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号1番 三浦 正勝 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時 5分）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時 5分）

次に、第1区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 477㎡を、一般個人住宅の住宅用地として

転用し、既存住宅が東日本大震災の影響で老朽化してきたことから、居宅及び駐車場を移転新築するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号2番は番号1番の関連となっており、築館地区の畑1筆 291㎡を、今回の測量で既存の宅地通路及び車庫の底地が畑となっていたことから、始末書の提出をいただいた上で、住宅用地として転用するものであり、農地区分は、番号1番同様に、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号6番 佐竹 きみ子 委員から報告願います。

6番 佐竹 きみ子 委員

議案第2号について、書類審査及び現地調査を行ってまいりましたので、報告いたします。

詳細については、事務局から説明あったとおりであり、現地を確認しますと、番号1番は、何も作付けしていない休耕畑、番号2番は、既に宅地通路や車庫として利用されており、始末書の提出をいただいている案件であります。また、申請地周辺は、申請人の自己所有地となっており、周りに与える影響もないものと見てまいりました。許可にあたっては、特に問題はないと判断してきましたので、ご審議の程、よろしく願います。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番から7番までの4案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号4番は、金成地区の畑1筆 606㎡を一般個人住宅の住宅用地として転用し、住宅及び駐車場を新築造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号5番は、金成地区の田1筆 11㎡を住宅用地として転用し、居宅までの宅道として造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないことから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号6番は、志波姫地区の田1筆 1,688㎡の内 875㎡を資材置場のその他業務用地として転用し、経営している会社の資材置場として造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないことから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号7番は、志波姫地区の田2筆 236.25㎡を農業用施設用地として転用し、農業用機械の格納庫及び資材置場として建築造成するものであり、農地区分は、農用地区域に該当するが、農機具格納庫兼作業場が建設される農業用施設用地に該当するので、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 勝子 推進委員から報告願います。

氏家 勝子 推進委員

農地法第4条の許可申請について、現地確認を行ってまいりましたので、報告いたします。

詳細については、事務局から説明があったとおりであります、

番号4番は、面積が606㎡と広く見受けられますが、傾斜地の面積が多くある場所でありました。

番号5番は、もう既に住宅が新築されており、新築住宅への宅道の一部としての利用であります。

番号6番は、過去に現状変更届出により許可された案件で、今回は全面積の一部を転用し、徐々に全面積を転用する計画とのことであります。

番号7番は、無断転用の案件で、指導により始末書の提出をいただいた案件となっております。

許可にあたっては、周辺農地に与える影響もないと確認して来ましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番及び2番の2案件、番号4番から7番までの4案件、併せて6案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番及び2番の2案件、番号4番から7番までの4案件、併せて6案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して、宮城県知事に送付いたします。

議長（会長）

日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の田1筆 250㎡を所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、自動車販売修理業の駐車場が手狭となったことから、隣接地に駐車場を造成するものであり、農地区分は、山林等に囲まれた10ha以下の小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号6番 佐竹 きみ子 委員から報告願います。

6番 佐竹 きみ子 委員

議案第3号の詳細についても事務局から説明があったとおりであります。

現地を確認しますと、申請地は、申請人所有の雑種地の隣接地であり、何も作付けされていない転作田でありました。また、市道にも隣接している農地であり、周辺にも与える影響もなく、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しました。以上、報告いたします。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

議長（会長）

ここで、午後 2時40分まで休憩といたします。

（休憩 午後 2時27分から 2時40分まで）

議長（会長）

休憩を解き、会議を再開します。（午後 2時40分）

次に、第2区の番号2番から8番までの7案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号2番は、若柳地区の田1筆 681㎡の内300㎡を賃貸借権設定により借り受け、業務用地として一時転用し、東北新幹線第3有賀トンネル入口法面補修工事の作業ヤードとするものであり、農地区分は、農用区域域内にある農地に該当しますが、一時的な転用であることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号3番は、若柳地区の田1筆 926㎡の内263㎡を使用貸借権設定により父から借り受け、一般個人住宅の住宅用地として転用し、住宅1棟及び駐車場2台を建築造成す

るものであり、農地区分は、若柳総合支所から300m以内に存する第3種農地である旨の1案件

番号4番は、金成地区の田2筆 1, 574㎡、

番号5番は、金成地区の田1筆 395㎡、番号4番、5番は同一案件で、所有権移転売買により譲り受け、業務拡大に伴う工場の業務用地として転用し、新たに工場及び搬入搬出用の操車場を造成するものであり、農地区分は、集落等に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地である旨の2案件、

番号6番は、金成地区の田1筆 844㎡を使用貸借権設定により借り受け、事業用の業務用地として転用し、業務拡大に伴う資材置場及び重機・社用車の駐車場を造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号7番は、志波姫地区の田1筆 1, 446㎡を所有権移転売買により譲り受け、太陽光発電施設の業務用地として転用し、太陽光発電装置設置による売電収入を得るものであり、農地区分は、集落等に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号8番は、志波姫地区の畑1筆 348㎡を使用貸借権設定により父から借り受け、一般個人住宅の住宅用地として転用し、住宅1棟及び駐車場3台を建築造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

以上、7案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 勝子 推進委員から報告願います。

氏家 勝子 推進委員

詳細については、事務局から説明あつとおりであり、

番号2番は、補修工事に係る作業ヤードの一時転用、

番号3番は、住宅新築後に分筆登記を行うことや総合支所に近い第3種農地、

番号4番及び5番は、先に農振除外した案件で、住宅に囲まれた既存工場の隣接地、

番号6番も農振除外した案件で、集落に接続される業務用地、

番号7番は、周りにも太陽光発電設備が設置されている用地、

番号8番は、先に農振除外した案件で、集落に接続される住宅用地、

いずれも、許可にあたっては、周辺農地に与える影響は無く、問題はないと判断しましたので、ご審議の程、よろしく願います。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（会長）

はい、7番 狩野委員

7番 狩野 善典 委員

番号7番の案件で、公務員が太陽光発電設備により売電収入を得るということであるが、問題がないのか。

議長（会長）

はい、事務局説明。

事務局

公務員は副業が禁止されており、太陽光発電設備による売電収入やアパート経営などで収入を得る場合は、任命者に対し、届出により許可を得る必要があります。今回の申請におきましては、許可の写しも添付されておりますので、特に問題はないと考えております。

議長（会長）

よろしいですか。他にありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号9番から11番までの3案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号9番は、栗駒地区の畑2筆 686㎡を所有権移転売買により譲り受け、事業用の業務用地として転用し、業務用地が手狭なため隣接する申請地に資材置場及び来客用駐車場を造成するものであり、農地区分は、集落等に囲まれた小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号10番は、栗駒地区の田1筆 1,809㎡の内802.81㎡、

番号11番は、花山地区の田1筆 3, 190㎡の内235.80㎡、いずれも、賃貸借権設定により借り受け、業務用地として一時転用し、携帯電話基地局建設工事の資材置場及び作業ヤードとするものであり、農地区分は、農用地区域内にある農地に該当しますが、一時的な転用であることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の2案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、狩野 正行 推進委員から報告願います。

狩野 正行 推進委員

2月22日に書類審査及び現地確認調査を行ってきましたので、報告いたします。

詳細については、事務局から説明があったとおりであります。番号9番について現地を確認しますと、何も作付けされていない畑であり、今回、資材置場及び来客用駐車場に転用するというので、特に問題はないものと、番号10番、11番についても、休耕田をKDDIの携帯電話基地局建設工事の作業ヤードとして使用する一時転用であり、特に問題はないものと判断しました。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から11番までの11案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から11番までの11案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長（会長）

日程第10、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 16,946㎡の内1,000㎡、市道東沢2号線改良工事の資機材置場として一時転用許可を受けていたが、工期の終期が平成31年3月30日から平成31年6月30日までに延長されたことから、一時転用の終期を平成31年6月30日に変更するものであり、土地造成等の変更は一切無い旨の1案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 秀男 推進委員から報告願います。

佐藤 秀男 推進委員

2月21日に現地確認を行ってきましたので、報告いたします。

詳細については事務局から説明があったとおりであり、市道改良工事の工期終期延長に伴うもので、周辺に悪影響を与えるものではなく、特に問題はないものと判断しました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番から6番までの5案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号2番は、若柳・志波姫地区の田3筆 2,938㎡の内952.70㎡、番号3番は、志波姫地区の田2筆 644㎡の内449.40㎡、

番号4番は、志波姫地区の田1筆 4, 505㎡の内516.40㎡、

番号5番は、志波姫地区の田1筆 99㎡、

番号6番は、志波姫地区の田1筆 1, 533㎡の内349.90㎡、

いずれも同一案件で、県工事である迫川河川掘削工事における仮設道路として一時転用許可を受けていたが、来年度の工事を受注したことから、工期の終期を平成31年3月29日から平成31年8月30日までに延長し、一時転用の終期も平成31年8月30日に変更するものであり、土地造成等の変更は一切無い旨の5案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 勝子 推進委員から報告願います。

氏家 勝子 推進委員

2月22日の現地確認調査の結果を報告いたします。

この案件については、現在も進行中の工事であり、特に問題はないものと判断してきましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請についての、番号1番から6番までの6案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請についての、番号1番から6番までの6案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長（会長）

日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第1区の番号25番及び26番の2案件を審議します。

議席番号13番 及川 正一 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 3時18分）（13番 及川 正一 委員 退席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 3時18分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号25番は、高清水地区の田25筆 20, 443㎡、

番号26番は、高清水地区の田15筆 18, 005㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の2案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号25番及び26番の2案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号25番及び26番の2案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号13番 及川 正一 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 3時20分）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 3時20分）

次に、第2区の番号77番の1案件を審議します。

議席番号11番 鈴木 春江 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 3時20分）（ 11番 鈴木 春江 委員 退席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 3時20分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号77番は、若柳地区の田2筆 8, 476㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号77番の1案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号77番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号11番 鈴木 春江 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 3時21分）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 3時22分）

次に、第2区の番号99番の1案件を審議します。

議席番号3番 阿部 一信 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 3時22分）（ 3番 阿部 一信 委員 退席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 3時22分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号99番は、金成地区の田22筆 17, 527㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号99番の1案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号99番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号3番 阿部 一信 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 3時23分）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 3時23分）

次に、第3区の番号147番及び148番の2案件、番号150番から156番までの7案件、番号183番から185番までの3案件、併せて12案件を審議します。

議席番号17番 岩渕 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 3時24分）（ 17番 岩渕 弘 委員 退席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 3時24分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の説明に入る前に、総会資料の訂正をお願いします。132ページの番号144番は、前ページの番号143番の続きとなっておりますので、削除していただき欠番とし

ます。

それでは、説明に入らせていただきます。

第3区の番号147番は、栗駒地区の田5筆 7, 055㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号148番は、栗駒地区の田18筆 12, 089㎡、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号150番は、栗駒地区の田7筆 13, 209㎡、

番号151番は、栗駒地区の田3筆 5, 158㎡、

番号152番は、栗駒地区の田4筆 5, 898㎡、

番号153番は、栗駒地区の田12筆 12, 509㎡、

番号154番は、栗駒地区の田14筆 11, 615㎡、

番号155番は、栗駒地区の田7筆 5, 256㎡、

番号156番は、栗駒地区の田14筆 27, 232.56㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の7案件、

番号183番は、鶯沢地区の田7筆 13, 003㎡、

番号184番は、鶯沢地区の田11筆 18, 426㎡、

番号185番は、鶯沢地区の田5筆 7, 537㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の3案件、

以上、12案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号147番及び148番の2案件、番号150番から番号156番までの7案件、番号183番から185番まで3案件、併せて12案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号147番及び

148番の2案件、番号150番から番号156番までの7案件、番号183番から185番まで3案件、併せて12案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号17番 岩淵 弘 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 3時27分）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 3時28分）

次に、第1区の番号1番から24番までの24案件、番号27番から72番までの46案件、併せて70案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 3, 696㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号2番は、築館地区の田2筆 3, 170㎡、

番号3番は、築館地区の田2筆 5, 501㎡、

番号4番は、築館地区の田2筆 1, 704㎡、

番号5番は、築館地区の田5筆 11, 619㎡、

番号6番は、築館地区の田3筆 6, 527㎡、

番号7番は、築館地区の田6筆 11, 893㎡、

番号8番は、築館地区の田3筆 1, 826㎡、

番号9番は、築館地区の田3筆 9, 761㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である8案件、

番号10番は、築館地区の田8筆 5, 461㎡、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号11番は、築館地区の田2筆 4, 731㎡、

番号12番は、築館地区の田2筆 3, 099㎡、

番号13番は、築館地区の田4筆 11, 820㎡、

番号14番は、築館地区の田3筆 4, 631㎡、

番号15番は、築館地区の田2筆 5, 737㎡、

番号16番は、築館地区の田2筆 6, 853㎡、

番号17番は、築館地区の田1筆 6, 575 m²、
番号18番は、築館地区の田1筆 3, 179 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である8案件、
番号19番は、築館地区の田2筆 4, 875 m²、
番号20番は、築館地区の田6筆 10, 151 m²、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の2案件、
番号21番は、築館地区の田1筆 29, 128 m²、
番号22番は、築館地区の田1筆 2, 305 m²、いずれも、更新の使用貸借権設定である旨の2案件、
番号23番は、築館地区の田4筆 4, 716 m²、
番号24番は、築館地区の田4筆 4, 226 m²、いずれも、農地中間管理事業による新規の使用貸借権設定である旨の2案件、
番号27番は、高清水地区の田3筆 3, 039 m²、
番号28番は、高清水地区の田8筆 13, 418 m²、
番号29番は、高清水地区の田10筆 17, 175 m²、
番号30番は、高清水地区の田2筆 7, 001 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である4案件、
番号31番は、一迫地区の田1筆 1, 190 m²、所有権移転売買である旨の1案件、
番号32番は、一迫地区の田2筆 1, 733 m²、
番号33番は、一迫地区の田3筆 829 m²、
番号34番は、一迫地区の田3筆 6, 060 m²、
番号35番は、一迫地区の田3筆 5, 092 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定である5案件、
番号36番は、一迫地区の田1筆 2, 141 m²、
番号37番は、一迫地区の田10筆 13, 809 m²、
番号38番は、一迫地区の田3筆 5, 430 m²、
番号39番は、築館、一迫地区の田24筆 14, 270 m²、
番号40番は、一迫地区の田16筆 24, 106 m²、
番号41番は、一迫地区の田2筆 8, 766 m²、
番号42番は、一迫地区の田9筆 3, 600 m²、
番号43番は、一迫地区の田6筆 5, 198 m²、
番号44番は、一迫地区の田3筆 4, 157 m²、
番号45番は、一迫地区の田4筆 3, 861 m²、
番号46番は、一迫地区の田11筆 8, 920 m²、
番号47番は、一迫地区の田3筆 6, 606 m²、
番号48番は、一迫地区の田6筆 11, 643 m²、
番号49番は、一迫地区の田1筆 3, 005 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定であ

る14案件、

番号50番は、瀬峰地区の田1筆 6, 556㎡、畑3筆 13, 707.38㎡、合計 20, 263.38㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号51番は、瀬峰地区の田8筆 6, 893㎡、

番号52番は、瀬峰地区の田11筆 7, 687㎡、

番号53番は、瀬峰地区の田1筆 241㎡、

番号54番は、瀬峰地区の田3筆 6, 968㎡、

番号55番は、瀬峰地区の田3筆 1, 886㎡、

番号56番は、瀬峰地区の田2筆 1, 082㎡、

番号57番は、瀬峰地区の田12筆 7, 482㎡、

番号58番は、瀬峰地区の田5筆 3, 270㎡、

番号59番は、瀬峰地区の田3筆 3, 379㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である9案件、

番号60番は、瀬峰地区の田2筆 2, 056㎡、

番号61番は、瀬峰地区の田11筆 21, 493㎡、

番号62番は、瀬峰地区の田7筆 7, 165㎡、

番号63番は、瀬峰地区の田4筆 5, 794㎡、

番号64番は、瀬峰地区の田2筆 1, 834㎡、

番号65番は、瀬峰地区の田10筆 16, 775㎡、

番号66番は、瀬峰地区の田1筆 7, 440㎡、

番号67番は、瀬峰地区の田2筆 1, 841㎡、

番号68番は、瀬峰地区の田4筆 3, 676㎡、

番号69番は、瀬峰地区の田1筆 4, 960㎡、

番号70番は、瀬峰地区の田12筆 10, 544㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である11案件、

番号71番は、瀬峰地区の田4筆 17, 758㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号72番は、瀬峰地区の田4筆 4, 534㎡、更新の使用貸借権設定である旨の1案件、

以上、70案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号73番から76番までの4案件、番号78番から98番までの21案件、番号100番から136番までの37案件、併せて62案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第2区の番号73番は、若柳地区の田2筆 4, 016㎡、

番号74番は、若柳地区の田5筆 1, 120㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の2案件、

番号75番は、若柳地区の田3筆 3, 052㎡、

番号76番は、若柳地区の田1筆 1, 777㎡、

番号78番は、若柳地区の田16筆 20, 905㎡、

番号79番は、若柳地区の田1筆 797㎡、

番号80番は、若柳地区の田1筆 983㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である5案件、

番号81番は、若柳地区の田11筆 8, 120㎡、

番号82番は、若柳地区の田17筆 10, 259㎡、

番号83番は、若柳地区の田18筆 16, 666㎡、畑2筆 1, 359㎡、合計18, 025㎡、

番号84番は、若柳地区の田10筆 8, 366㎡、

番号85番は、若柳地区の田6筆 4, 498㎡、

番号86番は、若柳地区の田2筆 7, 124㎡、

番号87番は、若柳地区の田5筆 3, 875㎡、

番号88番は、若柳地区の田5筆 5, 429㎡、

番号89番は、若柳地区の田5筆 4, 319㎡、

番号90番は、若柳地区の田1筆 1, 018㎡、

番号91番は、若柳地区の田14筆 9, 234㎡、

番号92番は、若柳地区の田39筆 38, 207㎡、

番号93番は、若柳地区の田11筆 10, 736㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である13案件、

番号94番は、若柳地区の田3筆 1, 813㎡、更新の使用貸借権設定である旨の1案件、

番号95番は、若柳地区の田9筆 8, 327㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号96番は、金成地区の田1筆 586㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号97番は、金成地区の田9筆 16, 316㎡、

番号98番は、金成地区の田2筆 2, 045 m²、
番号100番は、金成地区の田9筆 3, 875 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の3案件、

番号101番は、金成地区の田1筆 10, 150 m²、
番号102番は、金成地区の田14筆 9, 815 m²、
番号103番は、金成地区の田2筆 2, 027 m²、
番号104番は、金成地区の田5筆 7, 914 m²、
番号105番は、金成地区の田2筆 2, 088 m²、
番号106番は、金成地区の畑1筆 27, 121 m²、
番号107番は、金成地区の田2筆 3, 385 m²、
番号108番は、金成地区の田1筆 1, 650 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の8案件、

番号109番は、金成地区の田5筆 1, 619 m²、更新の使用貸借権設定である旨の1案件、

番号110番は、金成地区の田46筆 33, 877 m²、
番号111番は、金成地区の田42筆 35, 854 m²、
番号112番は、金成地区の田17筆 12, 222 m²、
番号113番は、金成地区の田20筆 10, 334 m²、
番号114番は、金成地区の田16筆 6, 791 m²、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の5案件、

番号115番は、志波姫地区の田10筆 4, 460 m²、所有権移転売買である旨の1案件、

番号116番は、志波姫地区の田3筆 6, 421 m²、
番号117番は、志波姫地区の田6筆 10, 064 m²、
番号118番は、志波姫地区の田6筆 9, 370 m²、
番号119番は、志波姫地区の田3筆 2, 773 m²、
番号120番は、志波姫地区の田2筆 3, 749 m²、
番号121番は、志波姫地区の田2筆 3, 258 m²、
番号122番は、志波姫地区の田9筆 14, 871 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の7案件、

番号123番は、志波姫地区の田3筆 5, 285 m²、
番号124番は、志波姫地区の田6筆 5, 764 m²、
番号125番は、志波姫地区の田10筆 10, 579 m²、
番号126番は、志波姫地区の田2筆 1, 584 m²、
番号127番は、志波姫地区の田1筆 379 m²、
番号128番は、志波姫地区の田12筆 7, 227 m²、
番号129番は、志波姫地区の田5筆 6, 164 m²、

番号130番は、志波姫地区の田1筆 1, 367 m²、
番号131番は、志波姫地区の田1筆 855 m²、
番号132番は、志波姫地区の田9筆 9, 487 m²、
番号133番は、志波姫地区の田1筆 1, 970 m²、
番号134番は、志波姫地区の田6筆 10, 173 m²
番号135番は、志波姫地区の田10筆 17, 796 m²、
番号136番は、志波姫地区の田6筆 5, 810 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定
である旨の14案件、
以上、62案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号137番から143番までの7案件、番号145番及び145番の
2案件、番号149番の1案件、番号157番から182番までの26案件、番号186
番から192番までの7案件、併せて43案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第3区の番号137番は、栗駒地区の田4筆 6, 994 m²、所有権移転売買である旨
の1案件、

番号138番は、栗駒地区の田2筆 12, 699 m²、

番号139番は、栗駒地区の田14筆 22, 050 m²、

番号140番は、栗駒地区の田12筆 11, 182 m²、

番号141番は、栗駒地区の田6筆 9, 918 m²、

番号142番は、栗駒地区の田1筆 2, 197 m²、

番号143番は、栗駒地区の田10筆 15, 927 m²、

番号145番は、栗駒地区の田5筆 3, 741 m²、

番号146番は、栗駒地区の田2筆 1, 841 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定で
ある旨の8案件、

番号149番は、栗駒地区の田3筆 11, 536 m²、新規及び更新の賃貸借権設定で
ある旨の1案件

番号157番は、栗駒地区の田19筆 21, 251 m²、
 番号158番は、栗駒地区の田4筆 2, 208 m²、
 番号159番は、栗駒地区の田16筆 26, 109 m²、
 番号160番は、栗駒地区の田4筆 3, 692 m²、
 番号161番は、栗駒地区の田5筆 8, 625 m²、
 番号162番は、栗駒地区の田16筆 25, 103 m²、
 番号163番は、栗駒地区の田4筆 6, 125 m²、畑2筆 1, 446 m²、合計
 7, 571 m²
 番号164番は、栗駒地区の田4筆 4, 275 m²、更新の賃貸借権設定である旨の8
 案件、
 番号165番は、栗駒地区の田8筆 6, 068 m²、畑3筆 1, 108 m²、合計 7,
 176 m²、
 番号166番は、栗駒地区の田1筆 1, 052 m²、いずれも、更新の使用貸借権設定
 である旨の2案件、
 番号167番は、栗駒地区の田11筆 13, 415 m²、
 番号168番は、栗駒地区の田13筆 20, 506 m²、
 番号169番は、栗駒地区の田12筆 15, 904 m²、
 番号170番は、栗駒地区の田4筆 6, 762 m²、いずれも、農地中間管理事業によ
 る新規の賃貸借権設定である旨の4案件、
 番号171番は、栗駒地区の田5筆 4, 269 m²、
 番号172番は、栗駒地区の田9筆 9, 005 m²、
 番号173番は、栗駒地区の田2筆 4, 221 m²、いずれも、農地中間管理事業によ
 る新規の使用貸借権設定である旨の3案件、
 番号174番は、鶯沢地区の田4筆 12, 237 m²、所有権移転売買である旨の1案
 件
 番号175番は、鶯沢地区の田8筆 17, 761 m²、
 番号176番は、鶯沢地区の田3筆 3, 370 m²、
 番号177番は、鶯沢地区の田1筆 2, 395 m²、
 番号178番は、鶯沢地区の田3筆 3, 751 m²、
 番号179番は、鶯沢地区の田6筆 12, 107 m²、
 番号180番は、鶯沢地区の田6筆 3, 933 m²、
 番号181番は、鶯沢地区の田4筆 8, 480 m²、
 番号182番は、鶯沢地区の田6筆 12, 830 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定
 である旨の8案件
 番号186番は、鶯沢地区の田7筆 3, 713 m²、
 番号187番は、鶯沢地区の田2筆 3, 030 m²、
 番号188番は、鶯沢地区の田1筆 660 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である

旨の3案件

番号189番は、花山地区の田5筆 18, 454㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号190番は、花山地区の田7筆 2, 865㎡、

番号191番は、花山地区の田4筆 2, 112㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号192番は、花山地区の田4筆 12, 632㎡、更新の使用貸借権設定である旨の1案件

以上、43案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から24番までの24案件、番号27番から76番までの50案件、番号78番から98番までの21案件、番号100番から143番までの44案件、番号145番及び146番の2案件、番号149番の1案件、番号157番から182番までの26案件、番号186番から192番までの7案件、併せて175案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 農用地利用集積計画についての、番号1番から24番までの24案件、番号27番から76番までの50案件、番号78番から98番までの21案件、番号100番から143番までの44案件、番号145番及び146番の2案件、番号149番の1案件、番号157番から182番までの26案件、番号186番から192番までの7案件、併せて175案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長（会長）

日程第12、議案第6号 農用地利用集積計画変更願について、を議題といたします。
第2区の番号1番から9番までの9案件を審議します。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、志波姫地区の田15筆 12, 181㎡、
番号2番は、志波姫地区の田17筆 35, 406㎡、
番号3番は、志波姫地区の田5筆 7, 313㎡、
番号4番は、志波姫地区の田13筆 18, 802㎡、
番号5番は、志波姫地区の田5筆 9, 804㎡、
番号6番は、志波姫地区の田5筆 5, 622㎡、
番号7番は、志波姫地区の田1筆 192㎡、
番号8番は、志波姫地区の田2筆 4, 396㎡、
番号9番は、志波姫地区の田1筆 1, 990㎡、いずれも借受人が同一人である関連
案件で、当初の借受人が後継者へ経営移譲するため、賃貸借権設定の権利を移転するもの
であり、貸付期間は、移転前の残期間になる旨の9案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。
それでは、議案第6号の農用地利用集積計画変更願についての、番号1番から9番まで
の9案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。
よって、日程第12、議案第6号 農用地利用集積計画変更願についての、番号1番か
ら9番までの9案件は、原案を可とすることに決しました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長（会長）

ここで、午後 4時00分まで休憩といたします。
(休憩 午後 3時48分から 4時00分まで)

議長（会長）

休憩を解き、会議を再開します。(午後 4時00分)
日程第13、議案第7号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。
初めに、第1区の番号1番から5番までの5案件を審議します。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

農地利利用配分計画については、基盤法による農地利利用集積計画関連案件となっており、
利用権を設定する貸出人は、全て宮城県農地中間管理機構となります。
第1区の番号1番は、築館地区の田2筆 4, 875㎡、
番号2番は、築館地区の田6筆 10, 151㎡、いずれも、農地中間管理事業による
新規の賃貸借権設定である旨の2案件、
番号3番は、築館地区の田4筆 4, 716㎡、
番号4番は、築館地区の田4筆 4, 226㎡、いずれも、農地中間管理事業による新
規の使用貸借権設定である旨の2案件、
番号5番は、瀬峰地区の田4筆 17, 758㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸
借権設定である旨の1案件、
以上、5案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。
次に、第2区の番号6番から16番までの11案件を審議します。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第2区の番号6番は、若柳地区の田9筆 8, 327㎡、

番号7番は、若柳地区の田10筆 6, 129㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号8番は、金成地区の田46筆 33, 877㎡、

番号9番は、金成地区の田42筆 35, 854㎡、

番号10番は、金成地区の田17筆 12, 222㎡、

番号11番は、金成地区の田20筆 10, 334㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の4案件、

番号12番は、金成地区の田19筆 5, 801㎡、農地中間管理事業による新規の使用貸借権設定である旨の1案件、

番号13番は、志波姫地区の田25筆 11, 305㎡、

番号14番は、志波姫地区の田7筆 14, 370㎡、

番号15番は、志波姫地区の田13筆 27, 095㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の3案件、

番号16番は、志波姫地区の畑3筆 7, 079㎡、農地中間管理事業による新規の使用貸借権設定である旨の1案件、

以上、11案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号17番から23番までの7案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号17番は、栗駒地区の田11筆 13, 415㎡、

番号18番は、栗駒地区の田13筆 20, 506㎡、

番号19番は、栗駒地区の田12筆 15, 904㎡、

番号20番は、栗駒地区の田4筆 6, 762㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の4案件、

番号21番は、栗駒地区の田5筆 4, 269㎡、

番号22番は、栗駒地区の田9筆 9, 005㎡、

番号23番は、栗駒地区の田2筆 4, 221㎡、いずれも、農地中間管理事業による

新規の使用貸借権設定である旨の3案件、
以上、7案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号 農用地利用配分計画についての、番号1番から23番までの23案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第7号 農用地利用配分計画についての、番号1番から23番までの23案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長（会長）

日程第14、議案第8号 非農地証明願について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の畑1筆 855㎡、願出地は、先代の昭和23年ごろから現在まで宅地として利用し、また、宅地への通路として利用していることから、宅地への地目変更を願出た旨の1案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 秀男 推進委員から報告願います。

佐藤 秀男 推進委員

2月21日に書類審査及び現地確認調査を行ってまいりました。

詳細については、事務局から説明あったとおりであり、宅地として利用し現在に至って

いるものであります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番及び3番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第2区の番号2番は、若柳・志波姫地区の田1筆 1, 973㎡、畑2筆 3, 771㎡、合計 5, 744㎡、願出地は、昭和50年頃から隣地が山林で日陰になることから耕作せず、山林化し現在に至っているものであり、今後も農地として復旧する見込みがないことから、山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、金成地区の田1筆 302㎡、願出地は、先代の昭和63年ごろに倉庫及び駐車場を建築造成し、現在も宅地として利用していることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 勝子 推進委員から報告願います。

氏家 勝子 推進委員

第2区の地確認調査結果を報告いたします。

番号2番は、生産性の低い耕作不便地域であり、隣接する企業の雑木林と一体化している状況でありました。

番号3番は、奥に住宅が建っており、住宅への通路としても利用されていることから、生活する上で必要な場所と確認して来ました。

以上であります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号4番及び5番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第3区の番号4番は、栗駒地区の田1筆 1, 529㎡、願出地は、平成元年頃から耕作しなくなり山林化し現在に至っているものであり、今後も農地として復旧する見込みがないことから、山林への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号5番は、栗駒地区の畑1筆 186㎡、願出地は、平成3年ごろから現在まで、隣接する宅地敷きへの接続通路として利用していることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、芳賀 博秋 推進委員から報告願います。

芳賀 博秋 推進委員

非農地証明願について、現地確認調査を行ってまいりましたので、報告いたします。

詳細については、事務局の説明したとおりであります。参考写真でも分かるように、番号4番は、進入路も狭く山林化している状況であり、30年間も人の手がかかっていない状況でありました。

番号5番は、宅地への接続道路で、現地を見ますと、敷き砂利された生活道路として利用されている状況でありました。

許可にあたっては、特に問題はないものと判断しましたので、ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

ます。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第8号、非農地証明願についての、番号1番から5番までの5案件は、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第8号 非農地証明願についての、番号1番から5番まで5案件は、原案のとおり、承認することに決しました。

議長（会長）

日程第15、議案第9号 空き家に付属する農地指定申請について、を議題とします。

第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番は、高清水地区の畑2筆 面積854㎡、願出地は、平成30年7月12日付け第61号で栗原市空き家情報登録制度に登録された物件に付随する農地で、当農業委員会が定めた空き家に付属した別段面積の指定について、申請があった旨の1案件を説明

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 秀男 委員から報告願います。

佐藤 秀男 推進委員

議案第9号について、現地確認調査を行っていきましましたので、報告いたします。

詳細については、事務局から説明があったとおりであります。現地は、住宅隣接する農地で、指定については、特に問題はないものと判断してきましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（会長）

はい、1番委員。

1番 三浦 正勝 委員

今回の申請人は、申請地以外に農地は持っていないのか伺う。

議長（会長）

はい、事務局。

事務局

今回の申請地以外の農地については、水田を所有しておりが、水田については、近隣の親戚に基盤法で10年間の賃貸借契約を締結している。

議長（会長）

よろしいですか、他にありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第9号、空き家に付属する農地指定申請についての番号1番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第9号、空き家に付属する農地指定申請についての番号1番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

会長（会長）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

よって、これで平成31年第2回栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。
ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後 4時22分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員